

武蔵剣友会規約

第1条 (名称)

本会は武蔵剣友会と称し、ふじみ野市剣道連盟の下部組織とする。

第2条 (目的)

本会は、剣道を通し心身の鍛錬と、青少年の健全な育成に寄与すると共に
会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

- 1、本会の会員は、小・中・高校生は保護者承認の上、所定の手続きにより
その資格を得たものとする。
- 2、剣道愛好者、及び有志とする。

第4条 (役員)

役員は総会において会員の中より会長1名、副会長1名、監査1名、事務局1名を選出する。

第5条 (役員任期)

役員任期は、1年とし再任を妨げない。

第6条 (役員選出)

会長は、会員の中から副会長・監査・事務局を任命する。

第7条 (役員任務)

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3、事務局は、本会の庶務及び会計事務を行う。
- 4、監査は年度ごとに会計監査を行う。
- 5、規約以外の定めに関しては役員会に諮って定める。

第8条 (会議)

総会は原則として年1回総会を行う。必要と認められる場合、会長は臨時総会を
開く事が出来る。

第9条 (会計)

本会の経費は会費、寄付、その他の収入を以て充てる。

第10条 (入会金、及び会費)

- 1、入会金1人 1,000円 (永年)
- 2、会費1人 月額500円 (70歳以上 月額300円) とする。
月額会費は1年分先払いとし途中休会、退会時も返却しないものとする。
剣道部所属の中学・高校生及び準会員は年2,000円とする

第11条 (会計年度)

毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は、令和4年2月1日から実施する。